

第 1 回検討会資料（OA 機器に関する部分の抜粋）

2. OA 機器の購入等に係る契約

OA 機器を対象とした契約については、今般の提案募集において応募があった契約類型である。

（1）調達現状

平成 14～18 年度における国等の機関のコピー機等の調達量は年間約 14～17 千台、プリンタ等の調達量は約 50～60 千台となっている。これらの機器は、グリーン購入法の特定調達品目であることから、機器単体の環境性能については規定されているが、調達量に顕著な増減傾向はみられない状況にある¹。

一般的に、これらの機器の契約方法は、調達台数を指定し、付随する保守管理を併せて価格競争入札で発注するケースが多く、機器が高速化・高機能化する中、必ずしも利用状況や要求される性能を把握・分析した上で調達されているとは言い難い状況が多いと考えられる。

（2）必要性と意義

平成 18 年度における政府の電気使用量は、面積当たり使用量については 110.7kWh/m² で、基準年度（平成 13 年度）に比べ 2.5% 減少しているものの、総使用量については 1,782 百万 kWh で、基準年度に比べ 3.1% 増加している。このように、政府全体で電気使用量を削減することは喫緊の課題である。

¹ グリーン購入法に基づく調達実績（平成 14 年度～平成 18 年度）

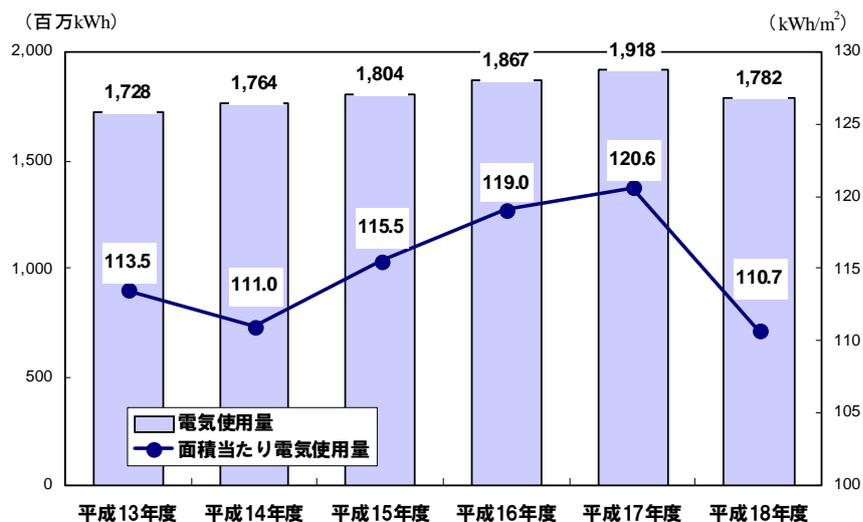


図1 政府実行計画における電気使用量に係る実績数値

オフィスにおける電力使用量のうち、パーソナルコンピュータやコピー機、プリンタ等のOA機器は、電気使用量の相当程度の割合を占めているおり²これらの省エネルギー（省CO₂）は重要な課題となっている。本年度は、OA機器の中でも、機器の最適配置を考慮することにより使用電力量の大幅な削減を見込むことのできるコピー機等、プリンタ等を対象として環境に配慮した契約を検討する。

国等を取り巻く厳しい財政事情も踏まえると、OA機器について、単に定常的な台数の入れ替えを行うのではなく、利用状況や要求性能、環境負荷の低減や費用の削減等の様々な観点から考慮した発注・契約を行う必要があると考えられ、こうした要求については、OA機器の最適配置という民間のノウハウを活かすことが適切と考えられる。

そもそも調達の本旨は機器そのものを設置することではなく、コピー等のサービスを楽しむことであり、調達者側も単に台数の指定による調達ではなく、利用状況・要求性能を考慮した調達に契約方法を変えていくことが必要と考えられる。

なお、コピー機等、プリンタ等については、使用時のみならず、製造段階（素材製造段階）でのCO₂排出量も大きいことから、製造段階における環境負荷も考慮して製品の評価を行うものとする。

また、これらは、オフィス等で共通して使用される機器であるため、地方公共団体、民間への波及効果も非常に高いものと想定される。

² (財)省エネルギーセンターの「オフィスビルのエネルギー消費構造」によると、OA機器等のコンセントにより消費されるエネルギー量は全体の21% (http://www.eccj.or.jp/office_bldg/02.html)

(3) 本契約に関する基本的事項

OA 機器の購入及び賃貸借（リース・レンタル）と、それに付随する保守に係る契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項は、以下のとおり。

OOA 機器の調達に当たっては、価格のほかに価格以外の要素（環境性能）を評価の対象に加えて評価し、環境性能と価格の両面から評価した結果としてもっとも評価の高い案を提示した者と契約を締結する（総合評価落札方式）。

○入札の具体的な条件については、使用状況を踏まえつつ、調達者において設定する。

(4) 基本的な考え方

本契約方式は、購入後にエネルギーを大量に使用する OA 機器の調達に係る契約に適用するものであり、調達に当たっては、購入、賃貸借及び保守費用のみならず、使用に伴い排出される温室効果ガス等に関する環境性能（消費電力）、製造段階における温室効果ガスの排出量も含めて総合的に評価する。

本契約方式の基本的考え方は、以下のとおり。

① 対象

- ・ グリーン購入法におけるコピー機等（コピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機）、プリンタ等（プリンタ及びプリンタ／ファクシミリ兼用機）を対象とする。

② 契約締結の選定基準等

- ・ 個々の製品は、グリーン購入法の特定調達品目の判断の基準を満足することが前提条件となる。
- ・ 価格のほかに価格以外の要素（環境性能）を評価の対象に加えて評価し、環境性能と価格の両面から評価した結果として最も評価の高い案を提示した者と契約を締結する総合評価落札方式を採用する。

③ 入札に当たっての考慮事項

- ・ 具体的な条件については、OA 機器の使用状況を踏まえつつ、調達者において設定すること。

(5) 本契約方式の方法等

① 総合評価落札方式の考え方

OA 機器の場合は、供用期間中に電気を使用し、温室効果ガス等を排出するととも

に、電気代の支出を伴うものであり、入札時に最低落札価格のみで調達を行った場合には、最終的な環境負荷、行政コストが増大する可能性がある。

総合評価落札方式は、入札価格に係る評価点（入札価格点）のほかに、価格以外の要素に係る評価点（技術点）を評価の対象に加えることで品質を総合的に評価し、技術と価格の両面を評価した結果が最も優れた者を落札者として決定する方式である。

OA 機器の購入、賃貸借及び保守に係る契約においては、価格以外の要素として評価する環境性能は、温室効果ガスの排出の削減とする。具体的には、グリーン購入法に係る特定調達品目の判断の基準を満足することを前提として、以下の要素を評価（得点化）する。

- ・ リユース部品・リサイクル部品の使用により製造段階の環境性能を評価する。
- ・ 機器の最適配置により使用段階の環境性能を評価する（消費電力量、OA 機器として必要なパフォーマンスの発揮）。
- ・ 稼働状況の定期的な把握により使用段階の機器の消費電力量を抑制する運用改善の仕組みを評価する。

② 評価方式

総合評価落札方式においては、提案の内容は評価指標をもとに得点に換算され、この得点と入札価格を比較した評価値を求めることによって、最もコストパフォーマンス（費用対効果）の優れた提案を判断する。具体的な評価値は、以下の方法で算定する。

$$\text{評価値} = \frac{\text{得点}}{\text{入札価格点}} \cdots (\text{式 1})$$

本契約で用いる評価方式は、入札説明書等に記載された要求要件（＝調達者が示す標準案の状態）を満足しているかを判断し、満足している場合には、標準点（＝100 点）を与え、さらに、環境性能について標準案の状態を上回る部分に対して、評価に応じた加算点を与えるものとする。

式 1 の「得点」は、標準点と加算点の合計とする。

$$\text{得点} = \text{標準点} + \text{加算点} \cdots (\text{式 2})$$

上記のとおり、要求要件を満足している場合の標準点を 100 点とする。

また、加算点については、以下の例示においては、満点を 50 点（標準点の半分）

としているが、加算点の満点、評価指標項目、評価指標の重み付け等については、今後詳細に検討を行う。なお、これらの内容については、使用状況等を踏まえて調達者が適切に設定する必要がある。

以下に、具体的な指標及び区分値・配点の例を示す。

ア. リユース・リサイクル部品の使用

製造段階における環境性能を評価する。

- ・ 評価指標 機器に使用しているリユース部品、リサイクル部品の割合
- ・ 加算点 最高 10 点
- ・ 評価方法 再生型機または部品リユース機である場合は 3 点加算
リサイクル率に応じて加算点を与える（○%=7 点、◇%=5 点、△%=3 点など）

イ. 機器の最適配置

使用段階における環境性能を評価する（用途に応じた機種を選択を含む）。

- ・ 評価指標 （見込み）消費電力量＝（1 台当たりの）標準消費電力量×台数
- ・ 加算点 最高 30 点
- ・ 評価方法 例：最も優れた提案に対し満点を与え、以下、5%消費電力量が増すごとに 5 点減点するなど

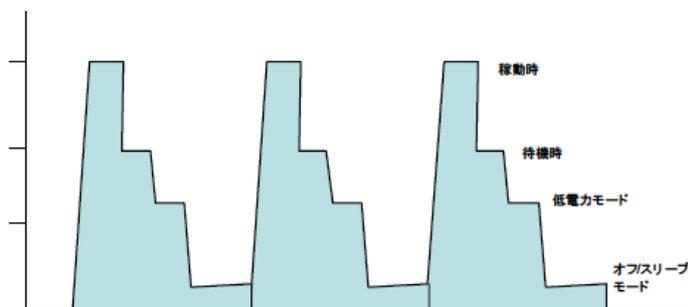


図2 消費電力量のイメージ図

※仕様書（表 5 参照）の「作業能率を確保するための仕様要件」として、利用者の作業環境、作業能率に関する事項を設定し、可能な限り少ない機器台数であるが、利用者の作業能率を損なわないようにするための最適なバランスが確保できるような条件を検討する必要がある。

ウ. 機器の運用改善

使用段階における環境性能を評価する。

- ・ 評価指標 稼働状況を（定期的に）把握して調達者に報告するとともに、そのデータを活用して消費電力量を抑制・削減する運用改善を調達者に提案する方法の有無
- ・ 加算点 最高 10 点

- ・ 評価方法 改善提案の仕組みの有無と改善提案を行った実績に応じて加算点を与える（**仕組み**：継続的に改善する仕組みがある＝5点、（一回のみ）改善する仕組みがある＝3点、改善する仕組みはない＝0点、**実績**：相当程度ある＝5点、ある＝3点、ない＝0点）

（6）仕様書

発注に当たっては、調達者が複合機、プリンタ等の特にピーク時における使用状況（用途・機能・量等）を把握し、当該情報を仕様として提示する必要がある。

入札公告時に入札条件として明示する必要のある事項と記載例は、表5のとおり。

（7）検討に当たっての留意点・課題等

検討に当たっての留意点・課題等については、以下のとおり。

- ・ 対象とする OA 機器の範囲
- ・ 本契約方式を適用する範囲
 - ➔ 見込まれる機器の調達台数（10台以上等）、想定使用枚数（10,000枚/月等）等の裾切りが必要か。
- ・ 加算点の満点の設定
- ・ OA 機器の評価項目と評価方法の検討
 - ➔ 得点配分の設定
- ・ 作業能率を確保するための条件設定の整理

表5 OA機器の購入等に係る仕様書の記載事項の例

名称	OA機器の購入等
購入物品の名称	複合機、プリンタ等
使用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ コピー枚数 : 30,000枚/月 (想定枚数) ・ プリント枚数 (モノクロ) : 20,000枚/月 (想定枚数) ・ プリント枚数 (カラー) : 5,000枚/月 (想定枚数) ・ スキャナ : 2,000枚/月 (想定枚数) ・ FAX (送受信) : 1,000枚/月 (想定枚数) ・ 利用人数 : 200人 ・ オフィス床面積 : 1,500m² (30m×50m)
機器 (システム) の仕様要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両面印刷機能 : 両面印刷が可能であること (グリーン購入法の「コピー機等」においては、区分に応じて「推奨」または「必須」) ・ 集約印刷機能 : 集約印刷が可能であること ・ 稼働状況報告機能 : 稼働時間、通常待機時間、予熱モード時間、スリープモード時間、オフモード時間等の報告が可能であること ・ プリント面数報告機能 : 機能別の報告が可能であること (両面使用率は推奨機能) ・ FAX : 送受信時のペーパーレス化機能があること ・ スキャナ : 紙文書の電子化 (PDF等)・共有機能があること ・ 出力 : ネットワーク上のすべての機器から出力が可能であること ・ 省エネモードからの復帰時間 : 15秒以内であること
保守及び消耗品の供給 (注) の仕様要件	<p>(複合機はメンテナンス時に全ての機能が使えなくなることから速やかな復帰が必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 故障時の対応 : 16時までの故障の通報については当日のうちに対応すること ・ 備品の再資源化等 : トナーカートリッジ、ドラムカートリッジ等は使用後に回収、再資源化を行うこと
作業能率を確保するための要件	<p>(利用者の作業能率を考慮する事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の作業環境、作業能率に影響がある項目について留意すること
注意事項	<p>(契約内容変更の注意等)</p> <p>利用人数の増加、オフィス床面積の増加、使用枚数が想定枚数を大きく超える等の事情がない限り、契約期間中に機器台数を変更しないこと</p>
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ (複合機本体の金額及び)カウンター方式 (一例)による保守費 (トナー、部品、保守・点検等を含み、用紙は含まない)の月額 (年額) (注) ・ 1台当たりの (見込み)消費電力量 ・ 機器の台数 ・ 機器に使用している部品の再使用率、再資源化率 ・ 稼働状況を (定期的に)把握することにより、機器の消費電力量を抑制する運用改善方法の仕組みの有無

(注) 消耗品の供給を併せて発注する場合に記載する。